

夏祭り、イベントに行こう②



2010因島水軍まつり

●火まつり

火に照らされた夜の海辺砂浜に、水軍跳楽舞、鎧武者が集結します。和太鼓の披露や大松明の練りまわしも行われ、クライマックスには花火が打ち上がります。



日時 8月28日(土)17:00～ ※荒天時は花火のみ翌日順延
場所 因島アメニティ公園しまなみビーチ(因島大浜町)
内容 跳楽舞はねくらべ、水軍武者入陣、因島村上水軍陣太鼓、大松明、大筒花火披露(打ち上げ花火)、バザールなど

●海まつり

村上水軍が伝令船として使用していた木造船「小早」による競争レースが行われます。



日時 8月29日(日)8:30～ ※荒天時は9月5日に順延
場所 因島アメニティ公園しまなみビーチ(因島大浜町)
内容 小早レース、無料体験小早(12:00～13:00)、優勝チーム当てクイズ、バザールほか

●臨時駐車場

会場周辺は混雑しますので、臨時駐車場を利用してください。会場までは、無料シャトルバスを運行します。
 ◇8月28日(土)16:30～22:00/重井中学校、因北小学校
 ◇8月29日(日)8:30～16:30/重井中学校

●因島内無料バス臨時運行

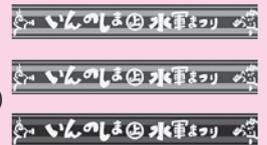
◇8月28日(土)16:20～22:00
 ※まつりの見物にのみ利用してください。

●尾道行き無料バス臨時運行(会場～向島～尾道)

◇8月28日(土)22:00発
 ※因島尾道線のバス停で、向島～尾道間で降車のみ可

●水軍グッズの販売

マフラータオル
 1本 1,000円
 (140cm×20cm/緑、赤、青の3色)
 因島水軍まつりDVD(8分間)
 1本 800円



◎因島水軍まつり実行委員会(因島総合支所しまおこし課内 ☎0845-26-6212)

第32回 瀬戸田町夏まつり

日時 8月21日(土)
 17:00～21:00
 (花火打上予定
 20:30～21:00)

※小雨決行、
 荒天時は翌日順延



場所 瀬戸田サンセットビーチ
内容 【花火】全長300mの海上ナイアガラの滝、
 県下最大級の15号玉など。
 打ち上げ総数:約3,000発

■交通のご案内

会場内への車の乗入はご遠慮ください。当日は、島内各所の臨時駐車場からシャトルバス(有料)をご利用ください。

◎瀬戸田町夏まつり実行委員会(☎0845-27-2008)

シトラスパーク瀬戸田イベント

■シトラスお盆のイベント

日時 8月13日(金)～15日(日)11:00～15:00
内容 ふわふわドーム(対象:小学6年生まで/100円)、
 調香教室(オリジナルコロン作り/2,000円)など

■摘果みかんジュース搾り体験

日時 8月22日(日)11:00～15:00
内容 みかんの摘果作業とジュース搾り体験(100円)
 ◎シトラスパーク瀬戸田
 (☎0845-26-3030/9:30～16:00/火曜休園)

因島水軍城まつり

日時 9月19日(日)10:00～15:00
場所 因島史料館前広場
内容 西浦子ども水軍太鼓・因島村上水軍陣太鼓披露、
 てっぱん焼き(水軍ホルモンうどん/先着400人/100円)、体験武者(500円。水軍城入場者は無料)
 ◎(社)因島観光協会(☎0845-26-6111)

議会だより

議会人事 吉田副議長を選出



吉田尚徳副議長

就任あいさつ

皆様方、多数のご推挙をいただき、この歴史と名誉ある尾道市議会の副議長に推挙されましたことに、心から感謝いたします。浅学非才ではございますが、松谷議長を助け、公平・公正に議会運営を行うよう努力いたします。どうか皆様方もご協力の程よろしく願いいたします。

6月定例市議会

平成22年第4回定例会は6月18日から6月29日までの12日間にわたり開会しました。

まず18日には、副議長の選挙が行われ、第74代副議長に吉田尚徳議員が当選しました。市長からは、13件の報告、平成22年度一般会計補正予算案ほか18議案が提案され、議案については各常任委員会に付託しました。

また、議員からは、市議会委員会条例の一部改正案と市議会議員定数条例案2議案(定数30人、定数32人)が建議案として提案され、委員会条例の一部改正等と定数を32人とする議員定数条例案は、原案のとおり可決し、定数を30人とする議員定数条例案は否決しました。

22日、23日の両日には各会派を代表した議員による一般質問を行い、市政全般にわたる諸問題について市当局の考えをたどりました。また、25日には、議案第99号上告の提起及び上告受理の申立てについて追加提案され、文教委員会に付託しました。

各常任委員会は24日、25日に開会され、付託された議案の審査を行い、委員からはさまざまな質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁がありました。各常任委員会とも付託された全議案を原案のとおり可決しました。

最終日の29日には、市長から人権擁護委員2件の人事議案が提出され、審査の結果、2議案とも同意しました。その後、各常任委員会の委員長報告が行われ、各会派の討論、採決の結果、市長提出20議案はすべて原案のとおり可決しました。

また、議員からは、意見書案1件が建議案として提案され、可決した意見書については、関係行政庁に送付しました。

議会の動き

- 6月18日 議会運営委員会
本会議(開会)
会期決定
補正予算等提案(説明・質疑)
- 22日 本会議

- 23日 一般質問
本会議
一般質問
産業建設委員会
委員長互選
- 24日 総務委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
民生委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
- 25日 議会運営委員会
本会議
議案第99号提案(説明・質疑)
文教委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
産業建設委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
議会運営委員会
- 29日 議会運営委員会
本会議(閉会)
補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)

上程議案

●補正予算

◇一般会計補正予算(第1号)

5億3,194万4,000円を追加し、総額を536億4,194万4,000円とするものです。主なものは、4月1日付けの人事異動に伴い、これに見合う人件費の調整と共済負担金の率の改定に伴う追加などです。その他、因島ロッジを民間に移管し運営するための補助金の追加、海フェスタおのみち実行委員会に対する負担金、レンタサイクル整備などを行うため瀬戸内しまなみ海道振興協議会への負担金、西藤町兵庫橋改修に係る測量設計委託料などの追加によるものです。

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

1,442万7,000円を減額し、総額を168億7,967万7,000円とするもので、人件費の減額と、高額医療費支給算定システムの導入を行うための500万円の追加によるものです。

◇千光寺山索道事業特別会計補正予算(第1号)

46万7,000円を追加し、総額を1億2,437万3,000円にするもので、人件費の

追加によるものです。

◇夜間救急診療所事業特別会計補正予算(第1号)
35万3,000円を追加し、総額を1億7,243万7,000円にするもので、人件費の追加によるものです。

◇公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
509万8,000円を減額し、総額を18億8,146万5,000円にするもので、人件費の減額と、浄化センターの非常用電源設備の更新を行うための債務負担行為の追加によるものです。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
257万6,000円を減額し、総額を138億9,656万円にするもので、人件費の減額によるものです。

◇尾道大学事業特別会計補正予算(第1号)
3,515万3,000円を追加し、総額を13億4,365万3,000円にするもので、人件費の追加と、就職事務嘱託員報酬と臨時賃金の増減調整を行うためのものです。

◇特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

9万9,000円を追加し、総額を3億5,960万4,000円にするもので、職員の異動に伴う人件費の追加によるものです。

◇渡船事業特別会計補正予算(第1号)
22万6,000円を追加し、総額を3,683万9,000円にするもので、職員の異動に伴う人件費の追加によるものです。

◇後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

535万7,000円を減額し、総額を22億8,419万7,000円にするもので、職員の異動に伴う人件費の減額によるものです。

●条例改正

◇尾道市職員の育児休業に関する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業等を取得することができる職員の要件及び育児休業等の再度の取得に係る要件が緩和されることとなったことに伴い、関係規定を整備するための条例改正です。

◇尾道市火災予防条例

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供

する設備等に関する省令の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、及び個室型店舗における避難通路を確保するための措置に係る規定を整備するための条例改正です。

◇尾道市税条例

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例、市たばこ税の税率の引上げ等について定めるための条例改正です。

◇市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、原則として高等学校の授業料を徴収しないこととするための条例改正です。

◇尾道市立図書館設置条例／芸予文化情報センター設置及び管理条例

尾道市立図書館及び芸予文化情報センターの休館日の規定を改めるため、及び館内整理日を廃止するための条例改正です。

◇尾道市営住宅設置及び管理条例

老朽化した長者ヶ原住宅を廃止するための条例改正です。

●条例制定

◇固定資産税の課税免除に関する条例

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、御調町又は瀬戸田町の区域内において、製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対し、固定資産税の課税免除の制度の適用を延長するための条例制定です。

●条例廃止

◇御調町中小企業融資資金条例及び向島町中小企業振興資金貸付規則の経過措置に関する条例を廃止する条例

設置の目的を達成した本条例を廃止するためのものです。

●その他の議案

◇財産の取得について

御調町特定環境保全公共下水道事業において、汚泥処理設備の充実強化を図るため、移動式汚泥脱水車を取得予定価格8,032万5,000円で取得しようとするものです。

◇上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成22年6月23日に言い渡しのあった尾道市教育委員会の会場使用不許可処分にかかわる損害賠償請求事件の控訴審判決に対して不服があるので、上告の提起及び上告の受理の申立てをしようとするものです。

●報告

◇繰越明許費繰越計算書(2件)

一般会計

公共下水道事業特別会計

◇継続費繰越計算書

水道事業会計

◇法人の経営状況(6件)

尾道市土地開発公社、尾道駅前都市開発株式会社、尾道ウォーターフロント開発株式会社、おのみちバス株式会社、財団法人尾道市自治振興事業団、財団法人平山郁夫美術館

◇専決処分報告(2件)

◇専決処分報告及び承認(2件)

●議員提出議案

◇尾道市議会委員会条例案

機構改革に伴い、総務部尾道大学法人化準備室の所管を文教委員会とするため、総務委員会及び文教委員会の所管事項を改めるための条例改正です。

◇尾道市議会議員定数条例案

尾道市議会議員定数を30人と定めるための条例制定です。

◇尾道市議会議員定数条例案

尾道市議会議員定数を32人と定めるための条例制定です。

●人事議案

◇人権擁護委員の候補者の推薦

宮地 國彦さん(向東町)

大本 富雄さん(瀬戸田町)

■一般質問(主な内容)

○国外からの観光客誘致について

○ 今後国外からの観光客誘致について、どのように考えているか。

○ 本市では、既にパンフレットなどの多言語化や海外旅行者を招請し、現地視察などを行う「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に取り組んでいる。また、今年4月、広域連携による2泊3日以上滞る型観光や国外からの観光客の来訪を促進する観光圏整備事業において「瀬戸内しまなみ海道地域」が認定された。尾道が有する歴史・伝統文化、しまなみ海道の多島美や自転車で海を渡るサイクリングロードといった世界に誇れる資源をさらに国外へ発信し、地域特性を前面に打ち出した滞る型観光を創出することにより、国外からの観光客に対応できる国際競争力の高い観光地形成を図っていききたい。

○瀬戸内しまなみ海道の自転車道整備について

○ 旧西小学校跡地へ自転車利用者の休憩所及びトイレの整備をしてはどうか。また、しまなみ海道全域の自転車道整備(舗装、看板、トイレ)についてはどのように考えているか。

○ 広島県側の自転車道の走行性やサ

インなどが十分に整備されていないため、昨年度、現状を調査し「しまなみ海道サイクリングロード整備促進計画」を策定している。また、向島、生口島にサイクリストのための案内サインを各2基設置したところである。今年度においては、引き続き案内サインの設置を進め、休憩施設等の整備に向けた計画策定にも取り組む。広島県では、観光インフラ整備事業として、今年度、しまなみ海道サイクリングロードにおいて、自転車利用者等に分かりやすい通行案内を行うため、路面表示等の整備を行うと聞いている。指摘のあった瀬戸田西体育センターのトイレの整備については、新市建設計画に計上している事業であるが、見直しして実施することとしており、実地時期などについて調整したい。今後とも、国・県など関係機関と連携しながら、サイクリングロードとして計画的に着実に整備を進めたい。



案内サイン

○生活航路への支援について

○ 尾道市として生活航路への支援や補助金をどのように考えているか。

○ 本市において、生活航路はバス交通と同様に、通勤、通学、通院等、日常生活に不可欠な公共交通機関であると認識している。そのため、これまでも欠損額の補てんや小型フェリーの建造補助、棧橋の設置等それぞれの運航事業者の実態に即して、様々な支援策を講じている。また、現在、航路事業者に対する国の補助制度は、「離島航路整備法」に基づく百島と細島の離島航路補助のみであることから、道路政策との公平性の観点からも生活航路の維持・確保のため、引き続き国、県に対し支援策を強く要望していききたいと考えている。

○尾道大学について

○ 20億円に下方修正した大学整備計画の経緯と内容は。

○ 平成20年度に第1期から第4期までの全体計画を策定し、概算工事費を46億7,000万円と試算していたが、平成21年度に全体計画を見直し、工事費を7億円余り縮小した。また、20億円という数字は、開学時からの課題である教室や演習室の不足を解消するための、第1期計画に当たるE棟建設に要する費用である。なお、第2期以降の計画については、当分の間、実現は困難である。

Q 尾道大学をまちづくりの中に位置づけ、例えば本四ビルの一部を借り上げたり購入するなどして、経済情報学部を駅前など市内中心部へ設置する考えはないか。

A 本学のような小規模大学では、複数の学科の共通授業となっている科目も多く、施設を分散させることは、学生や教員の移動に時間を要し、授業に支障をきたすばかりか、費用も増大する。そのため、最少の費用で最大の効果を出すには、現在地での建設が最も合理的かつ現実的であると思っている。



尾道大学

○食育について

Q 朝食ぬきや偏食の多い子どもたちの現状を教育委員会としてどのように認識しているか。

A 尾道市食育推進計画のアンケート結果によると、朝食を1週間に1日でも食べないことのある児童・生徒は、小学6年生で約5%、中学2年生で約13%となっている。また、主食にパンを食べている児童・生徒の約半数が、パンしか食べていないという結果がでている。また、就寝時間が遅い子どもほど、朝食を食べない率が高くなっている。今後、こうした本市の小・中学生の現状を踏まえて、「早寝・早起き・朝ご飯」や、バランスよく一日3食食べようという、正しい食生活の習慣を確立するための指導に一層取り組んでいきたい。



給食風景

○海フェスタについて

Q 海フェスタが尾道に決定されるまでの経緯は。

A 本年2月、国土交通省から広島県を通じ、本市において開催の打診があったものである。「海のまちづくり」を進める尾道市にとって、「海フェスタ」の開催はさらなる推進の好機と捉え、4月、国土交通大臣宛、開催要請書を提出し、5月11日同大臣から開催地決定の通知を受けたところである。

Q 海フェスタはその地域独特の協賛

イベントが盛り込まれ特色となっているが、尾道は何を特色として海フェスタを開催しようとしているのか。

A 1つには長い歴史を通じ、瀬戸内海中央部、尾道周辺に集積されてきた造船力・海事力をアピールする機会であり、瀬戸内の豊かな海の恵みや、地域に育まれてきた特有の文化や伝統・歴史なども、できるだけ紹介したいと考えている。

○雇用対策と新たな流通団地の建設について

Q 広島県が実施している「就職先が決まらないまま卒業した大学生に対する施策」を尾道市でも計画する考えはあるか。

A 県においては、企業等で求められる知識・技能の習得や就業体験する「就業体験・職場実習・職業訓練事業」が来年3月末まで行われている。あわせてハローワークにおいても、1カ月から3カ月の体験雇用を通じて、その職種や職場の理解を深め正社員へ移行することを目的とした「新卒者体験雇用事業」が行われている。まずは、これらの制度の市民への周知や活用促進に努め、その動向を見ながら、検討したいと考えている。

Q 新たな雇用の場をつくるために、中国横断自動車道尾道松江線の開通を活かし、新たな流通団地の造成に取り組む考えはあるか。

A 中国横断自動車道尾道松江線の開通を見据え、尾道への企業進出には、引き続き期待ができると思われるので、今後とも広島県に対し粘り強く要望していきたい。なお、現在、企業等が所有する市内遊休地について、あらためて情報収集を行い、企業立地の促進に努めているところである。



中国横断自動車道尾道松江線

○尾道市保育課程策定後の保育所現場の状況について

Q 現在の子どもたちや保護者の状況を承知し、保育や現場の実態を十分に把握している保育経験者をアドバイザーとして配置することが望ましいのではないか。

A 現在、2名の保育アドバイザーを配置しているが、1名は保育並びに幼児教育の有識者を、もう1名は、小学校並びに幼稚園長経験者を配置している。保育の質の向上のためには、個々の保

育士が専門性を高めるだけでなく、保育所がしっかり社会的責任を果たすため、施設としての組織力を高めるための取り組みが必要と考えている。そうした観点からも適切な人員配置と考えている。

○因島南地域の田熊小、土生小、三庄小の老朽化の対応について

Q 地域や保護者の意見を聞き、積極的にリニューアルの構想をまとめるべきではないか。

A 土生小学校、田熊小学校については、大規模改修や耐震補強工事を実施しても、耐用年数が延びることにはならないので、校舎の改修は難しいと考えている。また、三庄小学校についても、鉄筋コンクリート造の校舎の耐震補強のほか、屋内運動場の耐震補強または改築、木造校舎の改築が必要であり、これらの全体的な改修工事を行うことは、多額の費用がかかると見込まれることから困難と考えている。したがって、改修の効果や費用の問題から、いずれの学校も独自にリニューアルする考えはない。

Q 旧中学校校舎の活用を検討すべきではないか。また、その場合の改修費用はどのくらいか。

A 地域や保護者の意見を伺いながら学校の適正配置も含め、検討する。また旧中学校を小学校として活用する場合の改修工事等については、現時点で、試算はできていないが、一般的に改修が必要と思われる箇所については、階段、トイレ、手洗い場、理科室や家庭科室の机、給食受入施設、運動場遊具の改修やプールの新設などと考えている。また、土生中学校の場合は、屋内運動場の改築が必要であると考えている。

○介護政策について

Q 尾道市の施設待機者の現状、特に要介護4、5の待機者の実態をどのように把握しているか。

A 平成21年8月1日時点の待機者の要介護度別の人数を改めて調査した結果、在宅待機者343人のうち、要介護4、5の人は124人である。

Q 今後の介護3施設、特定施設やグループホームの整備目標はどうなっているか。

A 第4期介護保険事業計画に沿って、平成22年度は、グループホーム4ユニット、特定施設12床を整備する。平成23年度には、老人介護保険施設80床、グループホーム2ユニット、特定施設91床を整備する予定である。

○地上デジタル放送移行への対応について

Q 尾道市域内のデジタル電波の受信環境は概ね完了しているか。また、新た

に難視となった残る22地区の受信改善状況はどうか。

○送信設備については、整備予定8箇所のうち1箇所が完了していないが、年内には完了する予定である。受信改善状況については、市内の難視地区は5月末現在で50地区1,092世帯である。このうち41地区984世帯を対象に国と放送事業者及び市等で対策について地元説明会を実施し、対応について、地元で協議してもらっている。その他の地区についても、引き続き説明会を実施していきたい。

○国道317号青影バイパスの進捗状況について

○用地買収の進捗状況及び工事が進展しない要因は何か。また本市は今後どのように対応するのか。

○現況の青影トンネルの幅員が狭い上、歩道もなく危険であることなどから、広島県において平成14年度よりトンネルを含む延長約1.1kmの区間をバイパスとして整備中である。現在、用地買収を進めている段階であり、平成21年度末時点で、約73%の用地を取得している。用地買収が完了すれば、速やかに工事に着手すると聞いている。本市としても、一刻も早くトンネル工事に着手していただくよう、県に要請していきたい。



青影バイパス

○幼稚園長の専任制について

○小学校長の幼稚園長兼任は、「幼小連携教育の一環」として制度化したものか。

○幼小連携教育を目的とした取組の一環である。

○幼稚園長を専任制にすべきと考える。できないまでも、副園長などの役職を設けるべきと考えるが、教育長の所見は。

○「つくしプラン」が標榜する「尾道市の15年教育」のさらなる充実のためには、小学校長が幼稚園長を兼務する現在の制度を、引き続き継続することが望ましいと考えている。また、副園長職の設置について、現在でも各園の代表者会議を設置し、園の運営、教育・保育内容などについての情報交換を行っており、園長を補佐する体制を構築している。今後もこの会議の充実を努めるとともに、副園長制についても研究していきたい。いずれにしても、幼稚園が、園児、保護者にとって満足できる教

育環境を提供することは言うまでもないが、教諭にとっても働きがいのある満足度の高い職場であることが、大切であると考えている。

■委員会での審査

○総務委員会

◆財政調整基金について

○財政調整基金取り崩し後の基金残高について聞きたい。

○25億9,100万円となる見込みである。

○財政調整基金の残高が、総体質問に対する答弁で示された額と異なる理由について聞きたい。

○特別交付税や予算執行残額等の確定により、基金の取り崩し額が減少したためである。

◆男性の育児休業取得の促進について

○民間事業者に対し、男性の育児参加を促すとともに、育児休業取得の促進を周知、指導すべきではないか。

○市職員の制度を先行して整えることで全体への普及を図りたい。また、市が策定している次世代育成行動計画の中で意識を醸成して男性の育児参加についても啓発していきたい。

◆尾道市火災予防条例の一部改正について

○対象となる尾道市内の個室型店舗数について聞きたい。

○平成22年6月現在、6店舗である。

◆市税条例の一部改正について

○扶養親族申告書の提出義務について聞きたい。

○子ども手当制度の創設により16歳未満の子どもの扶養控除が廃止されることにより、住民税に係る扶養状況の把握が困難になるためである。

○扶養控除の廃止により、いつ頃その影響が出るのか。

○所得税については平成23年1月1日から、また市民税については平成24年度分課税から影響が出る。

○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例が新たに設けられる理由について聞きたい。

○平成24年1月1日から、上場株式の譲渡に対する税率の優遇措置が廃止されることによる株式市場の冷え込みを防止し、個人の株式市場への参加を促進する観点から小口の株式の譲渡に対しては非課税の取り扱いにするためである。

○今回の改正により、たばこ税は一箱当たりどのくらいの増税で、国・県・市へいくらずつ配分されるのか。

○一箱20本入り300円のたばこで、一箱当たり70円の増税で、国35円、県8円60銭、市26円40銭の配分になる。

○民生委員会

◆保育所の職員体制について

○保育所費の減額補正の内容について聞きたい。

○保育士10名、調理員2名が退職し、保育士7名を採用したが、1名が人事交流で幼稚園に異動したことによる減額補正である。

○保育士4名減で保育に支障がないのか。

○臨時職員で対応している。

○臨時職員が保育士全体の約3割を占める中で、正規職員と同様の仕事内容を求め、年収で約3倍近い格差が生じていることは問題があるのではないか。

○臨時職員の賃金単価は初任給基準を基に決められているため、これだけの差が生じているものと思う。また、賃金格差については、問題があってはならないものと認識している。

◆高額療養費算定システムについて

○高額療養費算定システム導入委託料の計上理由について聞きたい。

○機構改革でこの4月から保険年金課の係が減り、また申請給付の窓口が設けられたことにより、システム導入が早急に必要と判断したためである。

○システム導入により、どのような業務の効率化が図られるのか。

○手作業で行っている業務を自動計算することにより、業務のスピードアップと負担軽減につながる。

○システム導入による、高額療養費支払い対象者の把握はできるか。

○可能である。

○対象者に対する積極的な通知により、不利益をこうむらないような措置を講ずるべきでないか。

○他市の状況を参考にしながら、実施していきたい。

◆地域包括支援センターについて

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の職員減員の理由と現在の対応について聞きたい。

○4月1日の人事異動にともなう課内異動により、地域包括支援センターの職員が1名減となったもので、現在臨時職員で対応している。

○文教委員会

◆南高等学校の職員配置について

○高等学校管理費の職員1名の減員理由について聞きたい。

○南高等学校の夜間給食の廃止にともなう栄養士の減員である。

○車椅子を利用する生徒が、今年度新たに2名入学し、計4名となったが、安全面からも人員配置等の配慮が必要ではないか。

○ベストな状況とはとらえていないが、現在の職員数で一定の安全面も確

保できているが、負担軽減の観点からも、人的配置、施設面も含めてできるだけ早急に対応したい。



南高等学校

◆市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例の一部改正について

Q 高等学校の授業料無償化について、留年生の授業料の徴収について聞きたい。

A 無償とすることは、生徒間の負担の公平の観点から相当でないことから、授業料を徴収する。

Q 留年生の授業料も無償にしてはどうか。

A 原則徴収するが、教育長が認める事由に該当する場合は、徴収しないこととしている。

Q 生徒が留年するのには様々な要因があり、市として可能な限り事情を斟酌し条例を運用すべきでないか。

A 学校の状況を学校長から聴取し、判断していきたい。

◆上告の提起及び上告の申し立てについて

Q 第57次教育研究会集会について「教育上ふさわしくない事情」とした理由について聞きたい。

A 学習指導要領や、県や市の教育施策に対する不穏当なもの及び教育研究会とは無関係な部分が含まれているためである。

Q 教育委員会は、裁量権の逸脱があったのではないかと。教育公務員特例法上、この集会は反対運動には値せず、上告はふさわしくなかったのではないかと。また、他市の同様の判例を踏まえ、公共施設の使用について恣意的な判断を下すべきではないのか。

A このたびの集会の内容が法令に抵触するかなど総合的に判断しており、今後それぞれの事案について個別に審査し、判断したい。

Q 今回は、他に使用できる会場がなく、やむを得ず貸館的に学校を使用する目的で申請したものであり、学校の設置目的で判断するのは、おかしいのではないかと。

A あくまでも学校の設置目的を基盤に据え、個別に審査していきたい。

○産業建設委員会

◆因島ロッジ改修事業について

Q 因島ロッジ改修事業の経過について聞きたい。

A 施設は昭和46年にオープンしたが、

宿泊者の減少により直営が困難となり、民活により存続を図るため、平成元年に環境庁の承認を得て、株式会社因島観光開発へ譲渡承継し、建物は普通財産として有償で貸し付けてきた。

Q 今回売却することで、どのように観光振興につながるのか。

A 国土交通省のしまなみ海道地域観光圏の認定など観光面に追い風が吹いている中で、施設をリニューアルし、低料金の国民宿舎として観光客を呼び込むことで観光振興や雇用拡大につながるものと考えている。

◆瀬戸内しまなみ海道振興協議会負担金について

Q レンタサイクルの購入について、これまでのマウンテンバイクではなく、ロードレーサーを購入すべきではないか。

A 今回購入予定の160台すべて、クロスバイクとロードレーサーをメインに考えている。

Q レンタサイクルを最終的に何台まで購入する予定か。

A 今治市が現在所有している694台を目安にしたい。

Q ターミナルに、さまざまな自転車に対応できる空気入れを設置すべきではないか。

A しまなみ海道は、世界に通用するサイクリングロードを目指しており、できるだけ早く整備していきたい。



マウンテンバイクが並んでいるところ

◆海フェスタについて

Q 市がキーワードとしている「海からの瞬」の意味について聞きたい。

A まちづくりの視点がこれまで、陸上部分にかたより過ぎていたことから、今後発想を転換し、海からの視点で、まちづくり全体を考えるきっかけになればという思いを込めているものである。

◆財産の取得について

Q 御調町の汚泥処理の現状と移動式脱水車を今回購入する理由について聞きたい。

A 御調町の汚水処理の供用は平成6年度から行い、現在2箇所で行っている。脱水処理は汚水と汚泥に分け、汚泥は絞ってコンポスト処分をするが、汚泥を絞る作業を現在民間業者へ委託している。委託料その他の経費を比較した結果、市が直接購入したほうがメリットがあるため今回購入することにした。

■議会の人事

産業建設委員会
委員長 佐々木 智朗



■意見書

◇地方財政の充実・強化を求める意見書

●平成22年第5回定例会審議日程(予定)

9月1日(水)	議会運営委員会	10:00
9月10日(金)	議会運営委員会	10:00
	本会議(開会)	13:30
9月14日(火)	本会議(一般質問)	10:00
9月15日(水)	本会議(一般質問)	10:00
9月16日(木)	総務委員会	10:00
	民生委員会(総務委員会終了後)	
9月17日(金)	文教委員会	10:00
	産業建設委員会(文教委員会終了後)	
	議会運営委員会(産業建設委員会終了後)	
9月22日(水)	議会運営委員会	10:00
	本会議(閉会)	13:30

■議会を傍聴してみませんか

本会議や委員会では、条例の制定や改廃、予算など、尾道市をより暮らしやすいまちとするため、市民の皆さんの日常生活に関連するさまざまな問題が審議されています。どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。

傍聴席は本会議51席(車いす利用者3人分含む)、委員会10席程度です。

○議会を傍聴するには

傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局までお越しください。受付で住所、名前、年齢を記入していただきます。

また、ご家庭のパソコンで本会議の録画中継を見ることがもできます。忙しくてなかなか時間が取れない人でも気軽にご利用いただけますので、ぜひご覧ください。視聴方法は、尾道市議会ホームページの「本会議録画中継」からご覧になりたい会議名を選んでください。

http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gikai/gikaiindex.html

問い合わせ先

議会事務局(☎0848-25-7371)

視察報告

○瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会



要望活動:平成22年5月17日、25日～26日
要望先:国土交通省(民主党広島県連)、地元選出国會議員(衆議院議員会館・参議院議員会館)
要望項目:平日通勤割引及び平日昼間割引の継続、土・日・祝日終日割引の継続、高速道路無料化の早期実現、生活航路への支援強化

高速道路の新料金制度(案)の中で、瀬戸内しまなみ海道の通行料金が割高に設定された問題に対して、瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会(飯田照男委員長)は、現行の通行料金割引制度の継続や生活航路への支援強化を求めるための要望活動を実施しました。

5月17日に要望書を民主党広島県連へ提出し、5月25日～26日には、東京へ移動して、佐藤公治参議院議員を始めとする地元選出国會議員の事務所を訪問して地元の声を直接伝えました。

○議会運営委員会

期 間:平成22年5月26日～27日
訪問都市:東京都町田市、東京都多摩市議会運営委員会(新田隆雄委員長)では、町田市議会と多摩市議会を訪れ、議会改革の取り組み状況と議会基本条例について視察しました。

町田市議会では、平成10年から議会改革に取り組んでおり、議会からの要望による分かりやすい予算書の作成や請願者が委員会において意見陳述できるなど、市民の目線に立った改革を進められています。さらに、傍聴者への対応として本会議及び委員会において会議資料を傍聴席に設置し、傍聴者も年間約700人にも上ることや、小学校の社会見学も大変盛んで、約1,000人の小学生が議会を訪れているとのことでした。

また、市政の重要な計画の立案については、事前に方針等を議会に説明するなど政策決定プロセスモデルを策定されています。



多摩市議会では、市民に分かりやすく、また市民が参画できる議会をめざし、平成19年10月に議会改革特別委員会を設置、約2年半をかけて議会基本条例の制定作業に取り組み、本年3月に先進的な条例を制定されました。その特徴的なものとして、市議会での審議等の結果を市民に報告するとともに、市政全般にわたる市民の意見を把握するための年1回以上の議会報告会の開催、委員会における市民との意見交換会の実施、市の事業について、市議会が独自に案等を作成する際に市民から意見や情報を聴くためのパブリックコメントやアンケート調査の実施、市民政策提案書、議員問討議などがあります。

また、決算特別委員会では、市の主要事業のうち評価対象の14事業を絞込み、各党派が評価する事務事業評価制度を取り入れられていることに目を見張りました。



○中国横断自動車道尾道松江線建設促進特別委員会



要望活動:平成22年5月12日、6月1日～2日
要望先:地元選出国會議員(衆議院議員会館・参議院議員会館)

要望項目:早期全線開通、瀬戸内しまなみ海道との結節ルート整備、御調IC(仮称)以南の通行者の負担軽減など

中国横断自動車道尾道松江線建設促進特別委員会(内海龍吉委員長)では、本年度、尾道JCT・甲山IC(いずれも仮称)間の供用開始が予定されている同路線の整備効果を最大のものにするため、5月12日に要望書を民主党広島県連へ提出し、6月1日～2日には、東京へ移動して、地元国會議員への要望活動を行い、佐藤公治参議院議員、亀井郁夫参議院議員については、参議院議員会館において直接面会のうえ要望し、意見交換をしました。

また、三谷光男衆議院議員、菅川洋衆議院議員についても各衆議院議員会館において直接要望書を手渡しました。

○尾道市議会



日にち:平成22年6月4日

尾道市議会(松谷成人議長)では、瀬戸内しまなみ海道サイクリングコースを視察しました。

サイクリングの人気の高まる中、近年その景観の素晴らしさから、しまなみ海道を訪れる自転車愛好家が年々増加しており、議員自らサイクリングコースを走り、整備の状況(案内標識、危険箇所など)を確認し、今後の計画に役立てるため計画したもので、14人の議員が参加し、スタート地点の市民センターむかいしまから愛媛県側の多々羅しまなみ公園までの約40キロを全員完走しました。

参加議員 松谷、城間、岡野孝志、宮地、佐々木、吉和、吉田、飯田、福原、山戸、高本、檀上、三浦、藤本

●永年在職議員の表彰

■中国市議会議長会表彰 中国市議会議長会第126回定期総会において次の議員が永年在職議員として表彰されました。

◇普通表彰 井上 文伸(正副議長3年以上) 内海 龍吉、新田 隆雄(議員8年以上)

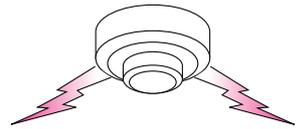
■全国市議会議長会表彰 全国市議会議長会第86回定期総会において次の議員が永年在職議員として表彰されました。

◇議員(一般表彰) 松谷 成人(正副議長4年以上)

◇議員(一般表彰) 井上 文伸、山中 善和(議員15年以上)

住宅用火災警報器を設置しましょう

既存住宅へは、平成23年5月末までに設置が義務付けられています。



地域へ説明に伺います

尾道市消防局では、住宅用火災警報器の設置こそが住宅火災による死者を減らす「切り札」と考えます。

予防課では、一人ひとりが安心して暮らせる町づくりを実現するために、住宅用火災警報器の普及を図る取り組みを実施しています。そのために、住宅用火災警報器の必要性や悪質な訪問販売に注意をしましょうと、地域の役員会や会合等に出向き説明会を実施しています。説明会の実施にあたり役員の皆さんの協力をお願いします。

皆さんの地域で説明を実施させていただける役員の人は、ご連絡ください。

問い合わせ先 消防局予防課(☎0848-55-9123)

住宅用火災警報器を購入した人の取り付けを支援します

住宅用火災警報器を購入した人で、自分で取り付けることが難しい世帯に、取付支援と火災予防PRを尾道市シルバー人材センターに委託して行います。

※住宅用火災警報器は自分で購入してください。

※住宅用火災警報器は、電池タイプの機種に限定します。

(電気配線を伴う機種は取付対象外です。)

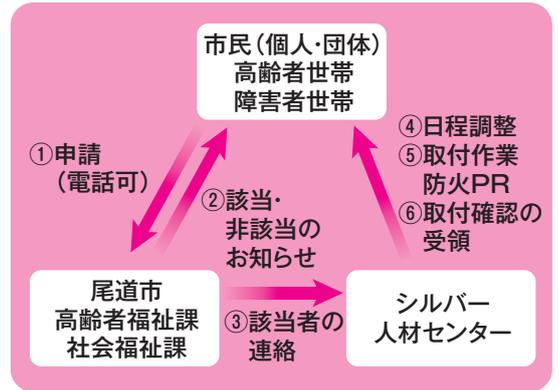
申請期間 8月～平成23年2月

取付支援・火災予防PR期間 9月～平成23年3月

対象 概ね65歳以上で高齢者のみの世帯か障害者の属する世帯で、住宅用火災警報器を購入したが自分で取り付けることが難しい世帯

申請方法 希望者は下記窓口申請してください。(電話でも可)
また、地域で取りまとめていただいても結構です。

取付 支援の決定後、シルバー人材センターが日程調整を行い、訪問して取り付けます。



※なお、この事業で取り付け依頼者から費用を負担していただくことはありませんので、身に覚えの無い請求等にはくれぐれもご注意ください。

申請・問い合わせ先 高齢者福祉課 (☎0848-25-7137) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235)
社会福祉課 (☎0848-25-7124) 向島支所住民福祉課 (☎0848-44-0111)
因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6221) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)

消費生活 相談 ファイル

住宅用火災警報器の設置は義務です。でも悪質商法にご注意！

いざ火事の時、熱や煙を感知して、役に立つのが住宅用の火災警報器。しかし困ったトラブルもあります。全国的に「消防署員」をかたっての訪問販売などが発生しています。くれぐれもご注意ください！

でも、住宅用火災警報器の設置は義務ということに注意しましょう。

消防法の改正によって、住宅でも火災警報器の設置が義務付けられました。ただ、いきなり義務化するのは混乱が起こるので、新築住宅から義務化され(平成18年6月1日から)、既存の住宅の設置については、尾道市では平成23年5月末まで猶予期間が設けられています。

設置場所は、基本的に寝室のある場所です。また、寝室が2階以上の階にある場合は、階段にも設置する必要があります。ホームセンターに行けば、概ね1個3千円から1万円程度で購入できます。

日本消防検定協会が鑑定した「NSマーク(右のマーク)」があるものが購入の日安です。自分でも取り付けることが可能です。設置を依頼する場合は、見積もりをとり、工事内容・金額などをよく確認し、納得の上で依頼しましょう。



Q 消防署員が訪問販売を行うことがありますか？

A 消防署員が販売する事はありません。(業者に委託販売させることもありません。)

Q 「住宅用火災警報器を設置しないと罰金を払わな

ければならない」と言われたが？

A これも、事実と反します。あわてさせる口実です。

Q 訪問販売で火災警報器を買ったが、返金してもらうことはできますか？

A 一定期間はクーリングオフ(契約の解除)ができます。(店舗で買った場合はできません。)ただ、業者に連絡がつかないなど、返金されない場合もあるのでご注意ください。

◎不審な訪問があった場合は消費生活センターへ相談を！
市消防局ホームページ(市トップ→くらしの情報→消防局)も参考にしてください。

■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください。

相談時間 9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)

■尾道市消費生活センター

(市役所分庁舎2階 商工課内 ☎0848-37-4848)

■土・日・祝日(年末年始除く)は消費者ホットライン(国民生活センター)へ！

■国民生活センター(☎0570-064-370)

※IP電話からは不可

尾道大学のさらなる飛躍に向けて④

平成24年4月(予定)尾道大学の法人化を目指します

「法人化によって大学はどのように変わるの?」といった皆さんの疑問にお答えします。

Q① 法人運営の基本的な仕組は、どのようにして決められますか?

A 法人を設立し、運営するための根幹となる事項は、定款で定めることになっています。
 定款とは、法人の名称、所在地、役員の数、業務の範囲などを定めたもので、市議会の議決を経た後に、県知事の認可を受けて決定することになります。
 現在、定款(案)について、市と大学で協議するとともに、外部有識者にもご参加いただいている尾道大学法人化準備委員会において審議をしており、近日中に原案をお知らせできる予定です。

○定款に定めなければならないこと

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①法人の目的 | ⑦業務の範囲及びその執行に関する事項 |
| ②法人の名称 | ⑧設置する大学の名称及び所在地 |
| ③法人を設立する団体(尾道市) | ⑨資本金、出資及び資産に関する事項 |
| ④法人の事務所の所在地 | ⑩公告の方法 |
| ⑤特定又は一般地方独立行政法人の別 | ⑪解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 |
| ⑥役員の数、任期その他役員に関する事項 | |

Q② 近隣で法人化している公立大学はありますか?

A 平成16年4月にすべての国立大学が法人化しており、公立大学においても80大学のうち54大学が平成22年4月までに法人化しています。中国地方には尾道大学を含め7大学がありますが、次のとおり尾道大学以外はすべて法人化しています。

平成19年度	県立広島大学、岡山県立大学、島根県立大学、下関市立大学
平成22年度	広島市立大学、新見公立大学

問い合わせ先 尾道大学法人化準備室(☎0848-25-7200 ☎0848-37-2740)

✉daigaku-hojin@city.onomichi.hiroshima.jp

協働のまちづくり講演

本市では、「尾道市総合計画」を執行していくための取り組みとして「市民との協働による知恵と工夫の地域経営」を掲げており、市民の皆さんと市(行政)の新たな関係づくりを進めていくこととしています。

その取り組みの第一歩として、市民の皆さんと市(行政)が一緒になって話し合い、考え、ともにまちづくりを進めていく方針である「尾道市協働のまちづくり指針」を策定し、広報おのみち6月号と一緒に配布しました。

この指針の理解を深め、市民、企業、団体、NPO、市(行政)等が協力して、尾道のまちづくりに取り組めるよう、尾道市社会福祉協議会と共催で講演会を開催します。

日時 9月4日(土)13:30~15:00

場所 総合福祉センター 4階大会議室

テーマ 協働について知ろう!

尾道市協働のまちづくり指針から学ぶ

講師 中村 隆行さん(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター副代表理事常務理事)

※参加無料・申込不要

問い合わせ先

尾道市社会福祉協議会(☎0848-22-8385)

政策企画課(☎0848-25-7316)

尾道南高校「特設講座」で学んでみませんか

尾道南高校では、地域に開かれた学校づくりのひとつとして、昼間の時間を利用した「特設講座」を開設します。詳しくは、パンフレットを作成していますのでお問い合わせください。

申込期限 8月20日(金)※定員を超えた場合抽選

受講料 無料(教材費は実費/500円~1,000円程度)

講座回数 各12回~14回程度

☎尾道南高校(☎0848-37-4945 ☎0848-37-4393)

パソコン基礎講座【9月~12月の火曜15:00~16:30/20人】

初めての人を中心に情報(パソコン)との付き合い方を考えていきます。

How to 体ほぐし運動【9月~12月の水曜15:00~16:30/25人】

~心身の健康増進や体力づくりを考えよう~

「筋肉のこりがほぐれ体が楽になる・眠っていた筋肉が目覚め血行がよくなる・体のバランスがよくなる」といった効果があります。

くらしの書【9月~12月の木曜15:00~16:00/15人】

~「はじめてやってみよう!」と思っている方のために~

ペン字(硬筆)から筆を使った毛筆まで、実用できる書道講座です。

倒産、解雇などで離職した人の 国民健康保険料が軽減される場合があります

倒産、解雇などで離職された人の国民健康保険料を軽減する制度が、平成22年4月から始まりました。該当する人は、保険年金課の窓口または各支所で届出をしてください。(この軽減を受けるためには届出が必要となります。)

■軽減の対象となる人

次の①～④のすべてに該当する人が対象となります。

- ①離職した日が平成21年3月31日以降であること
- ②雇用保険に加入しており、雇用保険の受給手続きを行っていること
- ③離職時の年齢が65歳未満であること
- ④「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかであること

受給資格	対象コード
特定受給資格者 (倒産、解雇等事業主都合により離職した人)	11・12・21 22・31・32
特定理由離職者 (雇用期間満了などにより離職した人)	23・33・34

※現在会社などの健康保険を任意継続中の人で国民健康保険への加入をお考えの人や、健康保険未加入の事業所のため国民健康保険に加入していた人で雇用保険に加入していた人も含みます。

※「特例受給資格者証」および「高年齢受給資格者証」は対象となりません。

■届出に必要なもの

- ①雇用保険受給資格者証(※紛失した場合は、管轄の公共職業安定所にて再交付を受けてください。)
- ②国民健康保険被保険者証

■軽減内容

保険料の算定および高額療養費の所得区分の判定で、前年中(平成21年中)の給与所得を100分の30に減額して計算します。ただし、給与以外の所得や、同じ世帯に属するその他の被保険者の所得は通常額を用います。

※平成22年4～7月における高額療養費の所得区分判定は前々年(平成20年中)の給与所得を100分の30に減額して判定します。

■軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで、または国民健康保険の資格喪失日までです。

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となります。

■軽減措置に該当した場合の通知方法

すでに国保に加入しており、6月30日までにこの軽減措置を届出済みの場合は、7月14日付で世帯主宛に送付した「平成22年度国民健康保険料賦課決定通知書」の最終頁(11頁)の被保険者名が2段表示され、2段目の更正理由欄に「特例対象」と表示されています。

これから届出する場合は、届出された月の翌月に、国民健康保険料更正決定通知書を世帯主宛に送付します。

問い合わせ先

届出について:保険年金課申請給付係(☎0848-25-7142)

保険料について:市民税課保険料係(☎0848-25-7145)

市民課関係の窓口を 時間延長しています

～毎週金曜日の午後7時まで～



場所:本庁市民課・因島総合支所

※上記以外の支所では行っていませんのでご了承ください。

毎週金曜日は午後7時まで窓口を時間延長して、主に証明書の発行等、次の業務を行っていますので、ご利用ください。

- ◆証明書(住民票、印鑑証明書、戸籍証明書、身分証明書、※外国人登録原票記載事項証明書等)
- ◆戸籍届書(※戸籍の届書は受付しますが、後日審査となる場合があります。)
- ◆旅券の受けとり(※旅券の申請はできません。)
- ◆住民基本台帳カードの受付と受けとり
- ◆住居表示申請
- ◆臨時運行許可申請
- ◆県証紙の販売
- ◆埋火葬許可申請(※死亡届時に許可証をお渡しします。)

【注意】

※「転入・転居・転出等の住所異動」「旅券の申請」「外国人登録証明書の受けとり」「電子証明書の発行」はできませんのでご注意ください。

※「外国人登録原票記載事項証明書」は、証明の内容によっては対応できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※印鑑証明書が必要な場合は、印鑑登録証を必ずお持ちください。印鑑登録証がない場合、印鑑証明書が発行できません。

※住民票や戸籍を請求する際、委任状が必要な場合がありますのでご注意ください。

住民票:世帯が違う人が請求する場合

戸籍:戸籍に記載がある人、その配偶者、直系尊属(本人の父母・祖父母)、直系卑属(本人の子・孫)以外の人が請求する場合

問い合わせ先

市民課(☎0848-25-7102)

因島総合支所市民生活課住民係(☎0845-26-6208)